

# 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団定款第15条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、本財団事務局を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、次号に定める費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。以下同じ）、手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 非常勤役員及び評議員には、評議員会、理事会の出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

- 2 評議員の報酬総額は、定款第15条第1項に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表1「役員等の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。
- 3 非常勤役員の報酬総額は、別表2「非常勤役員の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各非常勤役員に対する報酬の額は、別表1「役員等の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。
- 4 常勤役員には、報酬、期末手当及び退職手当を支給する。
- 5 常勤役員の報酬は、月額40万円を超えない範囲で支給する。
- 6 常勤役員の期末手当の額は、報酬月額及び報酬月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に、大分県職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
- 7 常勤役員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合は、その法定相続人）に退職手当を支給する。ただし、県職員の身分を有する者及び県職員退職者については、この限りではない。
- 8 報酬等の支給日、支給方法等は、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団プロパー職員給与規程に準ずる。

(費用)

第4条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、大分県職員の例による。

3 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 本財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、同条第2項の規定により公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、本財団の公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1

役員等の会議出席に係る報酬	8,300円
---------------	--------

別表2

非常勤役員の年間報酬総額	500,000円
--------------	----------